

## は し が き

この「選挙の記録」は、昭和58年12月18日に執行された第37回衆議院議員総選挙及び第16回最高裁判所裁判官国民審査並びに昭和59年2月5日から同年2月19日まで執行された3町村の議会議員選挙の結果を収録したものである。

昭和58年は、県知事、県議会議員、福岡市議会議員選挙（4月10日）、市町村統一選挙（4月24日）、参議院議員通常選挙（6月26日）が次々と執行されたが、この昭和22年以来という「選挙の年」は衆議院議員総選挙でしめくられることとなった。おりから10月12日にロッキード事件の第一審判決が行われ、国民の注目を集める中で総選挙の焦点として政治倫理の確立、金権政治批判が前面に打ち出されたほか、行政改革、財政再建、減税、教育、防衛問題等が争点となり、今後の政治の方向や国民の生活を決定づける重要な選挙となった。

今回の、総選挙は、昭和58年11月29日に公布され同日から施行された公職選挙法の一部を改正する法律による運動期間の短縮、連呼行為のできる時間の短縮、立会演説会の廃止等の新しい制度の下で行われる初めてのものであった。

福岡県では、第1区（定数5）に7人、第2区（定数5）に6人、第3区（定数5）に9人、第4区（定数4）に5人が立候補し激しい選挙戦を展開したが各選挙区で前議員が1人ずつ落選するという波乱の多い選挙であった。政党別の議席数では、自由民主党は8で1減、日本社会党は4で2増、公明党は3、民社党は2、日本共産党は2とそれぞれ現状を維持し、社会民主連合は1議席を失い無議席となった。

全国的に見ると、全511議席中自由民主党が解散時の286議席から250議席に減少し過半数を割ったため、再び「保革伯中時代」に入ることとなり、その後自由民主党一新自由クラブの連立内閣が誕生するに至った。

一方、投票率を見ると県平均は70.98%で全国平均（67.94%）は上回ったものの、福岡県では戦後4番目の低投票率に終り、高率であった前回の衆参ダブル選挙とは対照的な結果となった。このことは多くの選挙が引き続いて行なわれたのも一要因だろうが、政治倫理を中心に有権者の関心が高まっている中での選挙であっただけに、選挙啓発面からは今後の検討課題であると言える。

以上のように、年末の多忙な時期にこのような極めて短期のスケジュールにより執行された選挙であるにもかかわらず、大過なく終えることができたのは、各市区町村選挙管理委員会並びに関係各位の御努力、御協力のお陰と深く感謝する次第である。

今回の記録を関係各方面で活用していただければ幸いである。

昭和59年3月

福岡県選挙管理委員会  
委員長 宮崎時春



立候補予定者説明会（朝日新聞社提供）



立候補届出受付リハーサル（読売新聞社提供）





投票用紙等物資発送（西日本新聞社提供）



選挙公報発送（フクニチ新聞社提供）



投・開票速報リハーサル（毎日新聞社提供）





啓発ポスター選び（読売新聞社提供）



# 12月18日

## 衆議院議員総選挙

### 最高裁判所裁判官国民審査

12月18日には衆議院議員総選挙が行われます。

今回の総選挙は、行政改革、財政再建など、わが国の今後の政治の方向を決定するきわめて大切な選挙です。

この選挙で選ばれる議員は、わが国の民主主義を推進するための真の代表者であり、代弁者ではありません。

政治は私たち一人一人が主役となって推進すべきものです。

「自分一人くらいは……」といて棄権したりせずに、候補者の政見をよく聞き、よく考え、「この人」と思ったら必ず投票しましょう。

総選挙として、また最高裁判所裁判官の国民審査があります。

最高裁判所は、憲法を解釈して守り、法律を最高裁判所が任命された裁判官が執行される最高裁です。その執行は国民審査を経て行われます。国民審査は、国民が投票することによって行われます。投票の結果、国民審査の結果、最高裁判所の職を継承する権利を得る権利があります。

おなじみの選挙公報や新聞記者の仕事をよく見て、そしてよく考え、投票しましょう。



選挙をきれいにする国民運動福岡県本部  
福岡県選挙管理委員会  
福岡県明るい選挙推進協議会

政治は国民一人一人が主役です。

昭和30年12月18日選挙啓発スターリング  
小学校の部 県人代出(生)



# 国政と暮らしを結ぶこの一票!!



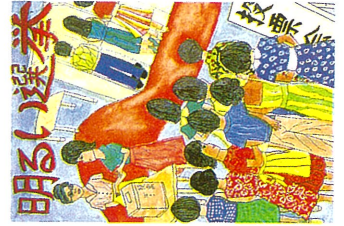
昭和38年度明るい選挙啓発スターコンクール  
小学校部 黒川 真由美 作品 (5年生)

## 不在者投票

投票日に出張など、やむをえない理由で投票所に行けない人や、病気・出産などのため歩けないような人は、前もって不在者投票をすることができます。

くわしいことは市区町村の選挙管理委員会へお問い合わせください。

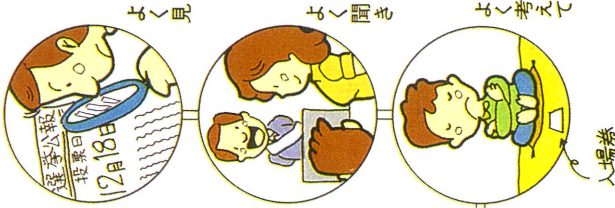
不在者投票のできる期間は12月3日(土)〜17日(国民選挙は12月10日(土)〜17日)です。



昭和37年度明るい選挙啓発スターコンクール  
小学校部 黒川 真由美 作品 (5年生)

## 投票のたび

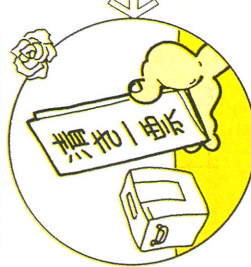
投票は衆議院選挙の投票用紙(白色の紙に黒刷り)と国民審査の投票用紙(黄色の紙に赤刷り)を同時に交付します。衆議院選挙は候補者の氏名を自書し、国民審査はやめさせたい裁判官に×の記号を記載することになっています(やめさせたくない裁判官には何ら記載しない)まちがわないようにしてください。



## 投票できる人

昭和38年12月19日までに生まれた日本国民で、市区町村の選挙人名簿に登録されている人が投票できます。12月2日現在で他の市町村からの転入票をしてから3ヶ月たない人は、現住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されていませんので、前住所地の市区町村で投票をすることになります。くわしいことは市区町村の選挙管理委員会へお問い合わせください。

みんなので投票!!



明るい選挙!!

## 投票の時間

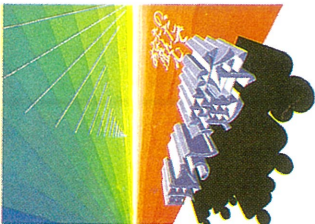
投票のできる時間は、午前7時から午後6時までです。一部の地域では時間に変更のあるところがありますので、市区町村の選挙管理委員会からのお知らせにご注意ください。

時間内に入場券をもって投票所においでください。

なお、入場券がなくても投票できます。投票所の受付に申出てください。

## 投票の秘密

あなたがだれに投票したかはだれにもわかりません。憲法と公職選挙法があなたの権利を守っています。安心して投票して下さい。



昭和38年度明るい選挙啓発スターコンクール  
小学校部 黒川 真由美 作品 (5年生)



昭和38年度明るい選挙啓発スターコンクール  
小学校部 黒川 真由美 作品 (1年生)

# 捨てません明日のくらしを決める票!!



# 目 次

## 第一編 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査

### 第1章 衆議院議員総選挙

1. 選挙長及び同職務代理者	1
2. 立候補者に関する調	1
3. 当選人に関する調	3
4. 選挙公報	4-1~4-20
5. 政見放送の実施計画及び放送に関する調	5
6. 投票結果に関する調	12
7. 候補者別得票数に関する調	20
8. 無効投票に関する調	28
9. 選挙運動に関する収支報告書の要旨に関する調	36

### 第2章 最高裁判所裁判官国民審査

1. 審査分会長及び同職務代理者	53
2. 審査に付される裁判官の氏名等	53
3. 審査公報	54
4. 投票状況に関する調	56
5. 罷免を可とする投票数・罷免を可としない投票数に関する調	62
6. 無効投票に関する調	74

### 第3章 各種資料

1. 委員長談話	77
2. 選挙をきれいにする国民運動福岡県本部の声明	78
3. 事務日程表	79
4. 第37回衆議院議員総選挙啓発推進事業要綱	88
5. 臨時啓発事業の概要	90
6. 選挙当日有権者見込数に関する調	92
7. 選挙事務報告例による各種報告調	100
(総選挙)	
(1) 開票結果に関する調	100
(2) 選挙人名簿登録者数に関する調	101
(3) 有権者数、投票者数及び投票率に関する調	101
(4) 立候補の届出に関する調	102
(5) 選挙区別、党派別立候補者数、競争率に関する調	103



(6) 党派別、男女別、新前元別候補者数に関する調	103
(7) 職業別候補者数に関する調	103
(8) 年齢別候補者数に関する調	104
(9) 報酬支給選挙運動従事者の届出をした候補者数に関する調	104
(10) 党派別、男女別、新前元別当選人数に関する調	104
(11) 職業別当選人数に関する調	105
(12) 年齢別当選人数に関する調	105
(13) 党派別、男女別得票数に関する調	105
(14) 落選人に関する調	105
(15) 投票総数、有効投票数及び無効投票数等に関する調	106
(16) 有効投票に関する調	106
(17) 無効投票に関する調	106
(18) 仮投票に関する調	106
(19) 点字投票に関する調	107
(20) 代理投票に関する調	107
(21) 不在者投票用紙等の請求等に関する調	107
(22) 指定船舶における不在者投票に関する調	108
(23) 不在者投票の受理、不受理に関する調	108
(24) 不在者投票管理者別不在者投票に関する調	109
(25) 投票所に使用した施設に関する調	109
(26) 線上投票の期日別投票区数に関する調	109
(27) 投票所開閉時刻の繰上げ、繰下げに関する調	110
(28) 投票箱の送致に関する調	110
(29) 開票区に関する調	110
(30) 選挙区別、開票期日別の開票区数、有権者数に関する調	111
(31) 立会人に関する調	111
(32) 投票管理者及び投票所事務従事者に関する調	111
(33) 開票管理者及び開票所事務従事者に関する調	112
(34) 選挙長及び選挙会事務従事者に関する調	112
(35) 選挙公報に関する調	112
(36) 投票所記載所の氏名等の掲示に関する調	112
(37) ポスター－掲示場に関する調	113
(38) 個人演説会の会場数及びその使用度数に関する調	115
(39) 新聞広告に関する調	115
(40) 政党その他の政治団体の政治活動用ポスター－検印又は証紙交付に関する調	116
(41) 政党その他の政治団体の政談演説会の開催回数に関する調	116



(42) 政見放送に関する調	116
(43) 確認書を交付した推薦団体に関する調	118
(44) 入場券発行状況に関する調	119
(45) 選挙運動に関する収入及び支出に関する調	120
(46) 選挙運動用自動車使用公営に関する調	124
(47) ビラ作成公営に関する調	124
(48) ポスター作成公営に関する調	125
(最高裁判所裁判官国民審査)	
(1) 投票結果に関する調	126
(2) 投票総数、有効投票数及び無効投票数等に関する調	126
(3) 無効投票に関する調	126
(4) 仮投票に関する調	126
(5) 点字投票に関する調	127
(6) 代理投票に関する調	127
(7) 不在者投票の受理、不受理に関する調	127
(8) 罷免を可とする投票数、可としない投票数等に関する調	127
8. 投票速報状況に関する調	128
9. 開票速報状況に関する調	151
10. 市区町村別開票状況調	174
11. 衆議院議員総選挙における投票率に関する調	182
12. 党派別、選挙区別得票数に関する調	183
13. 政党別得票数の過去の総選挙との比較調	184
14. 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査投・開票状況速報実施に関する調	222
(1) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査投・開票速報要綱	222
(2) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査投・開票速報実施要領	228
15. 公職選挙法の一部を改正する法律要綱	251
16. 福岡県の戦後における各種選挙に関する調	252

## 第二編 市町村選挙

1. 市町村選挙執行年月日等調	259
2. 議会議員の選挙結果	260
○新吉富村議会議員一般選挙	260
○勝山町議会議員一般選挙	262
○豊津町議会議員一般選挙	264